

# 令和 8 年度南九州市国民健康保険保健事業実施計画

## 1 目的

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 82 条第 1 項及び「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」（平成 16 年厚生労働省告示第 307 号）第四の六の規定に基づき、南九州市国民健康保険の被保険者の健康の保持増進を図り、個々の被保険者の特性を踏まえた保健事業を効果的に推進するため、以下のとおり事業を実施する。

## 2 基本方針

### (1) 特定健康診査・特定保健指導の推進

生活習慣病の早期発見と予防を図るため、「南九州市国民健康保険特定健康診査等実施計画」に基づき、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した特定健康診査・特定保健指導を実施する。実施に当たっては、被保険者の状況に応じた受診環境及び指導体制の整備に努めるものとする。

### (2) 疾病予防事業・普及啓発事業・重症化予防事業の推進

被保険者の健康増進、疾病予防、重症化予防を図るとともに、医療費の適正化に資することを目的に、疾病の発症を予防するための事業及び医療・保健に関する普及啓発事業、疾病の重症化を予防するための保健指導事業を実施する。

### (3) 在宅医療等推進事業の実施

レセプトからの重複・頻回・多受診者情報をもとに、看護師が家庭を訪問し、被保険者の状況に応じた保健指導を実施することにより、健康保持と医療費の適正化を図る。

### (4) 関係機関・団体及び庁内関係部署との連携を密にし、円滑で効果的に保健事業を実施する。

## 3 事業計画

### (1) 特定健康診査・特定保健指導等

40 歳以上の被保険者を対象として、内臓脂肪症候群に着目した健康診査を実施するとともに、健診結果に応じた保健指導を実施する。

#### ① 特定健康診査

- ・実施時期 令和 8 年 6 月～ 8 月及び令和 8 年 11～12 月
- ・実施場所 南九州市内の南薩医師会医療機関及び各保健センター
- ・実施方法 個別健診、集団健診
- ・負担金 満 40 歳：無料、満 41 歳から 74 歳：800 円

- ・受診勧奨 保健推進員による受診勧奨活動を行う。  
過去の健診データ・レセプト情報等を活用し、被保険者の特性に合わせた通知方法による受診勧奨事業を実施する。

## ② 特定保健指導

- ・実施時期 特定健診実施後
- ・実施場所 各保健センター
- ・実施方法 個別支援
- ・負担金 無料
- ・実施内容 対象者の区分（動機付け支援・積極的支援）により数回の保健指導を、保健師・看護師・管理栄養士等が行う。希望者には健康運動指導士による運動指導を行う。  
特定保健指導の利用促進及び動機づけの強化を目的に、体重マイナス2kg、腹囲マイナス2cm以上達成者へのインセンティブ（報奨）付与を行う。

## ③ 30～39歳健診

30歳代の被保険者を対象として、内臓脂肪症候群に着目した健康診査を実施し、早期に自分の健康状態を確認し、健康に関する意識を高めることを目指す。また、健診結果に応じた保健指導を実施することで、若い年代から健康づくりに取り組む習慣づけを促す。

- ・実施時期 令和8年7月
- ・実施場所 保健センター
- ・実施方法 集団健診
- ・負担金 満30歳から39歳：800円
- ・受診勧奨 広報紙での周知、個別通知による案内時に受診勧奨を行う。

## (2) 疾病予防・普及啓発・事業

### ① 人間ドック等補助

本市国民健康保険に1年以上加入している30歳以上の被保険者を対象に病気の早期発見、早期治療と健康づくりの意識向上を目的に実施する。

- ・種類及び補助金額

人間ドック、がんどック（PETドック）25,000円以内

脳ドック 15,000円以内

### ② 医療費通知

医療機関受診状況を年間2回通知することにより、受診実態を確認して

もらうことで適切な受診を促す。

③ ジェネリック医薬品啓発事業

ジェネリック医薬品（後発医薬品）の普及啓発を図るため、パンフレット等に記載することにより医薬品の分類や薬価などについてPRする。

また、ジェネリック医薬品差額通知を年5回対象者に配布すると共に、サポートデスク（ヘルプデスク）の啓発にも努める。

④ レセプト点検

国保連合会に委託し、診療報酬明細書点検を実施し過誤調整を行い医療費の適正化に努める。

⑤ レセプト分析によるきめ細かな保健指導

全被保険者のレセプト内容をデータ取扱業者に委託し分析を行う。納品される分析結果及び分析システムを利用することにより、より具体的できめ細かな保健指導を行い、被保険者の健康推進と医療費適正化に取り組む。

⑥ 医療費適正化啓発リーフレットの配布

医療費の適正化に係る啓発リーフレットを作成し、市内全世帯に配布する。国保制度、財政状況、医療費の節約方法、特定健診の実施状況などについて広くPRする。

⑦ 重複・多剤服薬者等対策事業

重複・多剤服薬者に服薬の実態をお知らせし、南薩薬剤師会の協力も得ながらお薬相談の利用勧奨、適切な服薬についての情報提供を行う。

(3) 訪問指導

レセプトからの重複・多受診・多剤内服者情報をもとに看護師が家庭を訪問し、被保険者の状況に応じた保健指導を実施する。

また、生活習慣病の重症化予防として、特定健診結果・医療費分析に基づき抽出された対象者に対し、適切な受診の継続を勧奨し併せて保健指導を実施する。

(4) 健康管理・健康づくり事業への支援

生活習慣病予防食普及事業として、食生活改善推進員による生活習慣病予防食に関する知識の普及（調理実習・試食）を支援する。

(5) 国保財政と健康づくりについての普及活動

① 市役所内での情報の共有

国保運営及び健康づくりに携わる関係各課職員が、国保財政のひっ迫と健康づくりの重要性を共通理解し、効果的な保健事業の実施に向けて協議

する機会を設ける。

② 地域での啓発

各種会合や総会、健診会場などの場を活用し、国保財政のひっ迫状況と健康づくりの重要性を啓発し、医療費の適正化を訴える。

4 実施体制

